

介護老人保健施設「北柏ナーシングケアセンター」

運 営 規 程

第 1 章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第 1 条 この運営規程は、医療法人社団 「天宣会」の開設する介護老人保健施設「北柏ナーシングケアセンター」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)、指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 37 号)第 8 章及び第 10 章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 40 号)の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め事業の適正な運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態、要支援状態となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等、介護予防を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)、指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進及び介護予防を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密着な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)

利用者が要介護状態及び要支援状態等において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)

利用者が要介護状態及び要支援状態等において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	介護老人保健施設サービス 短期入所療養介護	通所 リハビリ テーション	職 務	備 考 (兼務等の状況)
管理者(施設長)	1人		施設、職員及び業務の管理	通所リハビリテーションを兼務
医師	1.2人以上		利用者の健康管理	通所リハビリテーションを兼務
薬剤師	0.4人以上		薬の調剤	
看護職員	11人以上		利用者の看護	
介護職員	29人以上	7人以上	利用者の介護	介護支援専門員を兼務
支援相談員	2人以上	1人以上	利用者家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1.6人以上	0.7人以上	機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1人以上	1人以上	利用者の栄養管理	
介護支援専門員	2人以上		ケアプランの策定	
歯科衛生士		0.4人以上	口腔機能の改善	
調理師			利用者の食事調理	委託
事務職員	2人以上		事務全般	

※ 非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

一体的にサービスを提供する指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防短期入所療養介護を含む。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 120名(内、認知症専門棟 0名)
指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)を含む
- (2) 指定通所リハビリテーション 70名
指定介護予防通所リハビリテーションを含む

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)
前号に定めるサービス及び送迎サービス

(3) 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
- 六 送迎サービス

（利用料その他の費用）

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別紙1のとおりとする。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用に付いて事前に文書で説明した上で、同意を得る旨の文書に署名（記入押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- | | |
|------|---------|
| 一 朝食 | 7：30から |
| 二 昼食 | 12：00から |
| 三 夕食 | 18：00から |

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、休日を含み、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 9：30から16：00までとする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第11条 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）における通常の送迎の実施地域は、柏市内とする

- 2 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）における通常の事業の実施地域は柏市内（一部を除く）と我孫子市の一部地域とする。

※実施地域は別紙3のとおり

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

（衛生保持）

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(相談・苦情対応)

第17条 施設は、別紙2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの相談、苦情等に迅速、かつ、適切に対応するものとする。

- 2 施設は、前項の苦情の内容等について別添1のとおり記録し保存する。
- 3 施設は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 施設は、市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第18条 施設は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 施設は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(協力病院)

第20条 協力病院は次のとおりとする。

- 一 協力病院名 北柏リハビリ総合病院
診療科目 内科・脳神経内科・循環器内科・腎臓内科・呼吸器内科・血液内科・消化器内科・リハビリテーション科・整形外科・精神科・眼科・脳神経外科・泌尿器科・放射線科・歯科
所在地 千葉県柏市柏下265番地
- 二 協力歯科医療機関名 前号に同じ

(会計区分)

第21条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「天宣会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行

サービスの利用料及びその他の費用

(単位：円)

		介護保健施設 サービス	短期入所療養介護	通所 リハビリテーション
食費(※1)		1,920(1日当り)	×	×
食費	朝食	×	500	500
	昼食		690	690
	夕食		730	730
利用者の選定する特別な食事		×	×	×
第11条に定める地域 以遠への送迎費用		×	×	×
日用品		250～350	250～350	150～250
教養娯楽費		250～350	250～350	200～300
嗜好品費		100～150	100～150	100～150
オムツ費用 (1枚につき)		×	×	紙オムツ 220 パット 70 パンツ式 240
理美容料金		カット 1,650 髭剃り付 2,650	カット 1,650 髭剃り付 2,650	カット 1,650 髭剃り付 2,650
特別室利用料		特別個室 11,000 個室 7,150 2人室 3,300	特別個室 11,000 個室 7,150 2人室 3,300	×
居住費(※2) (滞在費)	個室	特別個室 1,668 個室 1,668	特別個室 1,668 個室 1,668	×
		多床室	2人室 377 4人室 377	
	洗濯料 (1点につき)		下着 66 衣類 132	
健康管理費		×	×	×
持込電気機器 (1点につき)		×	×	×

一体的にサービスを提供する指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防短期入所療養介護を含みます。

※1 食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

※2 居住費(滞在費)について負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載されている居住費(滞在費)負担限度額が1日にお支払いいただく居住費(滞在費)の上限となります。

その他の費用については、ご利用者様の同意のもと個別に提供させていただくものであり全てのご利用者様に対してその費用を画一的に徴収するものではありません。

苦 情 処 理 体 制

1 利用者から相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置。

相談・苦情受付窓口担当者： 支援相談員
相談・苦情受付窓口連絡先： 電話番号 04-7169-8001
FAX番号 04-7169-8003

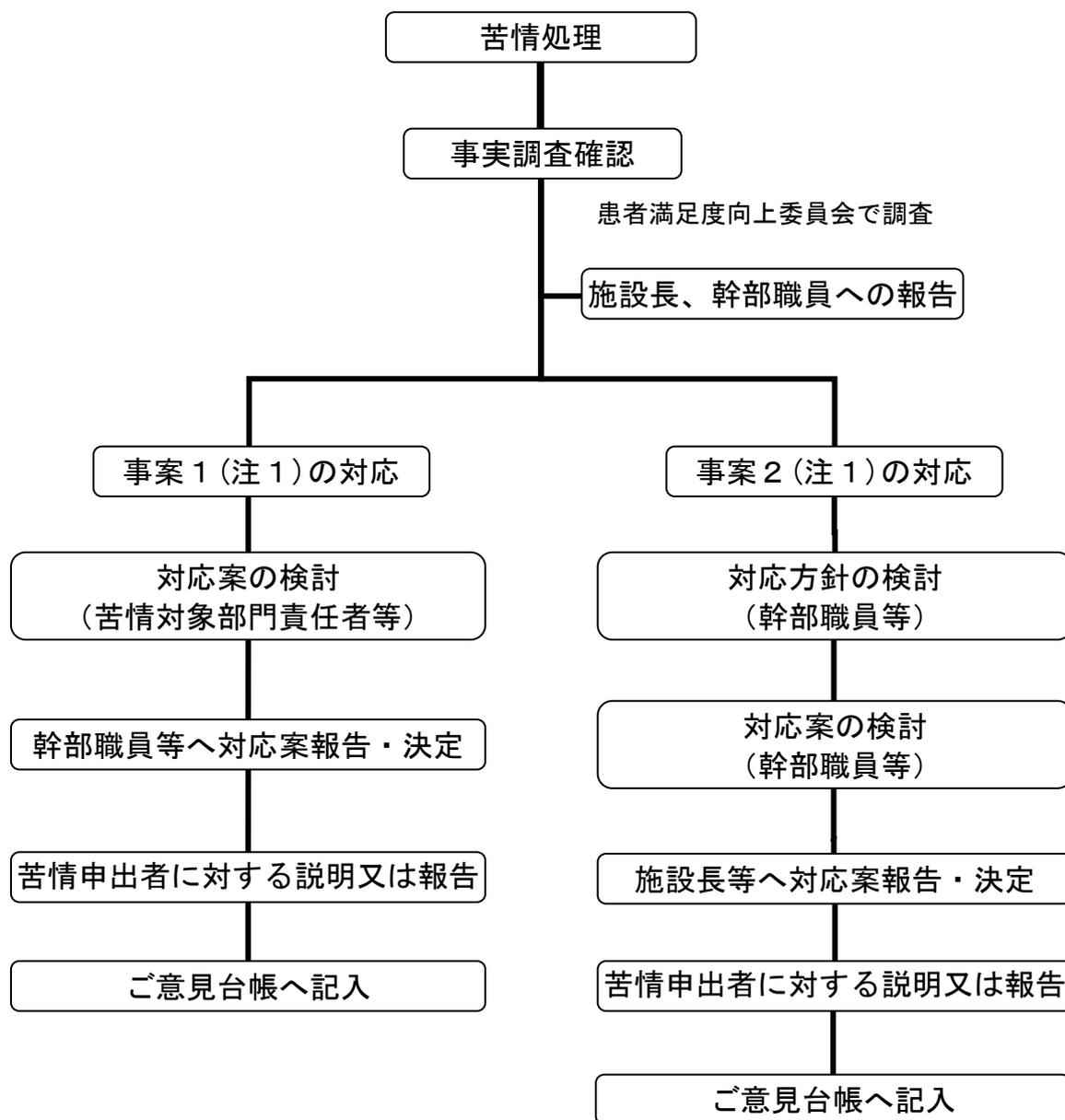
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手段

- (1) 苦情内容の聞き取り、把握
- (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- (3) 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
- (4) 管理者等、施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処を伝達する。
- (5) 施設としての意思決定
【謝罪、事実の伝達（説明）、市町村・県等への報告等】
- (6) 施設における反省事項の整理
- (7) 苦情処理台帳への記載

3 その他参考事項

詳細については、別添1の苦情処理マニュアルを使用する。

苦 情 処 理 マ ニ ュ ア ル



注1 苦情等の事案は、その内容により苦情等の対象部門で解決できるような比較的軽易案件は事案1とし、その他の案件は事案2として対応する。

注2 ご意見台帳は、患者満足度向上委員会で保管する。

別紙 3

送 迎 地 域 一 覧

柏市

あ	あかね町	明原	あけぼの	旭町 (1・3~8丁目)	東
	東上町	東台本町	泉町	大山台	永楽台
	大井(一部)	大塚町	大津ヶ丘	大室	
か	加賀	柏	柏下	かやの町	北柏
	北柏台	亀甲台町			
さ	桜台	篠籠田(一部)	宿連寺	新柏	新富町
	末広町	関場町			
た	十余二	中央	中央町	千代田	塚崎(一部)
	つくしが丘	常盤台	戸張	戸張新田	富里(1~3丁目)
	豊上町	豊四季	豊四季台	豊住 (1・3~5丁目)	豊平町
	豊町				
な	中原	名戸ヶ谷	西町	根戸	
は	八幡町	花野井	東柏	東逆井	日立台
	ひばりが丘	布施	布施新町	藤心(1~5丁目)	
ま	増尾	増尾台	松ヶ崎	松ヶ崎新田	松葉町
	緑台	緑ヶ丘	南柏中央	向原町	
や	弥生町	吉野沢	呼塚新田		
わ	若葉町				

我孫子市

あ	我孫子	我孫子新田	泉		
か	寿	久寺家			
さ	栄				
た	高野山	台田	つくし野	天王台 (1・3~6丁目)	
な	並木	根戸	根戸新田		
は	白山	船戸	本町	布施	
ま	緑				
わ	若松				